

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 報告第5号 損害賠償額の専決処分の報告について

○議長（小松則明君） 日程第1、報告第5号損害賠償額の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 報告第5号損害賠償額の専決処分の報告について御報告いたします。

専決処分書をお開きください。

車両事故に係る損害賠償事件について、地方自治法第180条第1項及び大槌町長専決条例第2条第2号の規定により、下記のとおり専決処分する。

1、損害賠償の相手方。町内在住の個人。

2、損害賠償の額。3万9,333円。

3、示談の内容。損害賠償の額を上記2のとおりとし、双方とも今後いかなる事情が発生しても異議の申立てをしない。

4、損害賠償の原因。令和4年5月18日午前9時10分頃、大槌インターチェンジ交差点付近にて、右折するため停車していた前方の相手車両に追突し、相手運転手を負傷させたものであります。

以上、御報告いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） この交差点は前から事故多発が懸念されておまして、ただの注意喚起だけでは事故を防げない要素があるのではないかと私は思っております。そうすることで、この車同士のことであれなんですが、一番歩行者、特に子供たち、児童生徒が通学路としているわけですので、かねてより歩車分離信号をするようお願いしてきたものですので、県に対してさらに強くそういう、取りあえずは歩車分離の信号を設置するよう要望していただくようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） お分かりですか。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

かねてから、そういう議会からの要望、または住民からの要望もありますので、県に要望するよう調整してまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

以上で、報告第5号を終わります。

○

日程第2 報告第6号 損害賠償額の専決処分の報告について

○議長（小松則明君） 日程第2、報告第6号損害賠償額の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 報告第6号損害賠償額の専決処分の報告について御報告いたします。

専決処分書をお開きください。

車両事故に係る損害賠償事件について、地方自治法第180条第1項及び大槌町長専決条例第2条第2号の規定により、下記のとおり専決処分する。

1、損害賠償の相手方。町内在住の個人。

2、損害賠償の額。77万1,550円。

3、示談の内容。損害賠償の額を上記2のとおりとし、双方とも今後いかなる事情が発生しても異議の申立てをしない。

4、損害賠償の原因。令和4年5月18日午前9時10分頃、大槌インターチェンジ交差点付近にて、右折するため停車していた前方の相手車両に追突したものであります。先ほどの報告第5号と同一の事故案件であります。

以上、御報告いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 確認だけさせてください。

この5号と6号、同じ事故だと思われるんですが相手方は分かりました。当局側のドライバーにはけがはなかったのか、また車両の損害はどの程度だったのかをお知らせください。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

町の職員については、けが等はありませんでした。町の車両については、平キャンタ

一の平ボディの車ではありますが、前方のほうが損傷し修理をしております。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

以上で報告第6号を終わります。

○

日程第3 報告第7号 第3期大槌町地域福祉推進計画の策定に係る報告について

○議長（小松則明君） 日程第3、報告第7号第3期大槌町地域福祉推進計画の策定に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） 報告第7号第3期大槌町地域福祉推進計画の策定に係る報告について御説明いたします。

お手元の資料、カラー刷りの概要版を御覧願います。

この計画を策定した趣旨であります。少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化等に伴う生活課題の多様化・複雑化が進む中、地域住民や関係団体、行政などが協力、協働しながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるための指針として策定したものであります。

資料の2ページを御覧願います。

計画の基本理念であります。現計画の第2期計画の取組を継続していくべき項目が多いことから、将来像、基本理念は踏襲することとし、将来像に、みんなが生き生きと笑顔で暮らせるまち おおつち、基本理念に、支え、支えられ安心と生きがいを育む地域福祉としております。この基本理念を実現するため、3つの基本目標を掲げ、地域福祉の推進を図ってまいります。

1つ目の目標は、地域で福祉を支える仕組みづくりとし、地域で支え合う意識づくりや支え合いの活動を担う人づくりのほか、地域福祉の意識の向上を図る取組を進めることとし、事業の例として、福祉団体への活動補助や地域活動支援事業の実施、ボランティア活動やお茶っこの会への支援を行ってまいります。

3ページを御覧願います。

2つ目の目標は、必要な支援を受けられる体制づくりとし、多様化・複合化している課題に対応するため、それぞれの福祉に関する分野が連携し、情報提供や相談支援を行い、サービス提供体制の拡充を推進することとし、事業の例といたしまして、相談支援業務の強化や成年後見制度の利用支援、生活自立支援事業などを進めてまいります。

3つ目の目標は、安全・安心に暮らせる地域づくりとし、安心して暮らせるよう見守り体制の充実、生活支援や防犯対策など安心して暮らせる環境づくりを推進することとし、事業の例といたしまして、介護予防、健康増進事業の展開や福祉タクシー助成事業、生活支援相談員や地域交流サロンの開催支援を行ってまいります。

4ページを御覧願います。

この計画の期間であります、令和4年度から8年度の5か年とする計画としております。この計画の位置づけにつきましては、第9次大槌町総合計画を上位計画とし、福祉全般の計画として位置し、子供、障がい者、高齢者、健康増進といった様々な計画を下支えする役割を担っております。また、この計画は町が定めた地域福祉計画のほか、大槌町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を一体的に包括した地域福祉推進計画として策定しております。本計画の実現に向けては、行政や関係団体、事業者だけではなく、家庭や地域社会、住民の皆さんの理解と協力が必要不可欠となります。それぞれが連携、協働し、地域福祉の充実に向けた取組を進めてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） すみません。ちょっと何点か御質問させていただきます。

先日、大槌町の保健師を募集しているということをネットで見ました。やっぱり募集するからには年度途中で退職される職員の方がいるのか、それとも現在保健師さんたち足りないために募集しているのか。なぜこういう質問しますかという、2040年問題がもうそろそろ目の前にあって、介護福祉の不足が本当に問題視されています。ですから、町民の健康福祉に関わる行政の立場にあって、この職員数が足りているのかどうか。まずそれを1点確認させていただきます。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 保健師さんの募集については、令和3年度で退職した職員等がございまして、それは当初に今年度の採用での計画にはなかった退職ということになっておりますので、今年度途中ではありますけれども募集等を行っているという状況でございます。職員の数につきましては今不足しているというような状況でございますので、募集は行っていくというものでございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ありがとうございます。

やはりスタッフがそろって福祉サービスするというのは、私は原則だと思いますので、

ぜひよろしく申し上げます。

それから、健康福祉課長さんにちょっとお尋ねしたいんですが。今回の福祉計画を目を通したんですが、やっぱり取り組むべきことがたくさんあって、本当に多さに改めて感じたところなんです。そこで、日々大槌町の福祉をリードしている健康福祉課長さんに改めてお尋ねしたいんですが、課長さんがいつも思っている福祉の心というのはどういうことなのか、お聞かせいただけたらありがたいです。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） 福祉の心、あと福祉の取り組むべきもの等々でございます。

福祉とはという部分に関しましては、たしか、おととしの定例会の際にも臼澤議員からは同様な質問をいただいたとっております。福祉というものの福というのは幸福の福であると思っております、幸せや富をもたらすものではないかなと思っております。ただ、これにつきましては、お金であるとかものという有形なものではなく、人の心が感じるものが福ではないかなと捉えておりますので、日常の中で人あるいは町民の方々が健康で朗らかに不安もなく生活を続けていくことそのものが、そして、もしそういう状況を団体、行政等が支えていく、そういった関係性を相対して福祉ではないかなと私は捉えております。

ですので、やはりそういうような対応、支援を享受する、提供する、あるいは受ける、授かるというところの関係性の中においては、やはり家族だったり地域だったり、あと御近所さんという関係性もありますし、またそこを支える福祉関係の団体、そして行政というのが必要不可欠ではないかなと。先ほどの地域福祉計画の中でもちょっと説明をさせていただいたんですが、そういった人と人とのつながり、交わりがうまく絡み合っただけで初めてその地域というものが成り立つ、まちが成り立つ、そして困っている人を支え合うというのが福祉になる、つながるんではないかなと思っております。対応すべき事項は多々ございますが、皆さん、行政だけでやはり対応しきれないところもありますので、そこはやはり関係団体や地域の住民の方との協力、理解をいただきながら進めていきたいなど、このように考えております。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） ありがとうございます。

私も、単なる優しさ、思いやりだけでは、もう福祉は成り立たないと思っております。

今課長さんが言った基本理念を忠実に実行していただけたらありがたいです。

以上です。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 概要版に、全ての町民が安心して生活が送れるよう、町民、地域、それから事業者等、社会福祉協議会、行政がそれらの役割を果たしながら地域全体で力を合わせて課題解決に取り組む、それが地域福祉とありますけれども、これ具体的に、地域全体でどのような取組をされて力を合わせて連携し、またそれを計画に反映したのか、その辺少し簡略に御説明をお願いします。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） 福祉サービスを地域及びその町民の皆さんに必要な方に提供というか、支えをするという取組の中では、当然その地域の受皿というか、その受ける側の体制づくりというのも必要でないかなと思っています。行政だけで福祉を提供するというのは、やはり絶対的な量が不足することは必然でございますので、やはり地域の中でも、そういった福祉サービスの一部をお手伝いしていただく必要性があるかなという中では、やはり各地域におけるリーダー、あとその地域を取りまとめていただけるような人材の育成でありますとか、あとはその相互互助な取組に関して理解と行動を伴っていただくということが、やはりこれからも必要でなかろうかと思えます。そのためにも、社会福祉協議会をはじめとする福祉関係団体とともに各地域に入って、例えばですけれども、地域の支え合いのマップづくりの作成でありますとか、あとは防災、あとはハンディキャップ体験等々ですね。生活にやっぱりハンデをお持ちで、なかなか1人での生活が厳しい方に対する支援というものの理解と、あとは相互協力というところを理解していただく取組というのが必要ではなかろうかなと、このように思います。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。

ちなみに、何でこのような質問をするかといいますと、概要版の4ページ、5の部分、町と社会福祉協議会がそれぞれの計画を統合し連携を図りつつという記述がございます。今課長のお話にも社会福祉協議会と連携してというお話出てきましたけれども、これ、6月の定例会の一般質問でも取り上げたように、人員に対する考えの行き違いで、大槌町元気なふるさと応援センター事業が委託されなかったりと、そういった社協からすれば、いわゆる町への信頼度というのが揺らいだ部分というのも当然あるわけですね。

そういった中で、概要版にあるような文言は果たして適当なのか、そういう疑念を持ったという部分から今質問したんですけれども、この辺についての御見解はいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

今回のこの計画、実はもう第3期ということで、その前は第1期という震災前から実はこの計画というのはつくられておりました。行政のほうは福祉の在り方、その福祉のサービスを様々な分野に対応した形でものを提供するのに当たって、それを例えば地域や人にうまく享受できる関わり合いの、要はそのパイプ役、あるいは潤滑油的な役割を果たしているのが、一つには社会福祉協議会ではなかろうかなと福祉の部門としては捉えております。そういった中では、そういった民生委員さんとの対応も含めてなんですが、やはり地域と行政との関わりの中では切っても切れない縁であると福祉部門では捉えておりますので、信頼関係という部分は、やはり昔から強固なものになっていると私は認識をしております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） であれば、こういったいろいろ事業などもしっかり連携を取るのというのであれば、これはどうなったのかな、来年からまた改めてまた委託の契約をするとか、ちょっとその辺はどうなったのかというのは存じてないんですけれども、しっかりと、こういったその概要は町のこういう文書にもきちっと載っているわけですから、しっかりと連携を果たしていただきたい。申し上げまして終わります。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） この冊子を頂いてみて、どんどん大槌町も、例えば生保の人たちも増えてくると。その中で、私はこの平成25年にできたという生活困窮者自立支援法。この定義はありますけれども、これはどのくらいの数の人が大槌町にいるのか、そして、なおかつこれは民生委員の人たちが活躍しながらいろいろ見ていくとは思うんですけれども、民生委員の現在の状況はどのようになっておりますでしょうか。昨年だったかもしか1人亡くなったと思うんですけれども、数が足りてないと思ったんですがその辺についてはどうなっていますか。

○議長（小松則明君） 少々お待ちください。

暫時休憩いたします。

休 憩

午前10時22分

○

再 開

午前10時27分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） 失礼いたしました。

生活困窮者自立支援法すなわち生活にその名のとおり困っている方で、どのようにこれから生活を維持したらいいかというところの相談窓口に関しましては社会福祉協議会さんが対応しておりまして、場合によっては一時の生活の貸付けの業務等を行っているところであります。この件数につきましては、ちょっと具体的な数字はまだ手元にごさ
いませんでしたので、現在社会福祉協議会に実数を把握しているところでありますが、これまでの流れでいきますと、やはりコロナの関係でやはり生活がちょっと厳しいので一時的にお金を借りたい等といった相談がやはり月に1件ないし2件、実際あるというお話は社協からの報告としては聞いてございます。

また、民生委員、児童委員に関しましては今年度が改選期でございます。現時点で、現職の民生委員及び児童委員に関しても更新のお願いをしつつ、あとは諸般の事情によって退任される方につきましては、その後任等々、あともともと不在な地域に関しては、町と社会福祉協議会で回って適任者を当たっているところでありますが、現時点で更新の予定となっている方は民生委員が37名、主任児童委員が3名ということで計40名、定数が48でございますので現時点で8名不足という状態になってございます。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 全く本当に大事なところで、やっぱり民生委員が8人も少ないと。

これ当局でどのように考えている。今始まったことじゃないわけだね。ここ数年ずっと人が足りない、足りないとやってきているわけだ。そうすればそこさ入れるときに、もうこの人がこういう人がいないからこの人で何とか飲んでけろという話になるけれども、だどもそれで本当はよくないと思うんだよ。私はだから、あそこの窓口でいやいややり取りもあったけれども、もう少し当局側として取組をもっと強化すべきだと思う。そして、この民生委員については、やっぱり町がどんどんばらけてしまって以降、両河川に進んで範囲もかなり変わったとは思いますが、必要最低限の48なら48を少しでも早く充満するような形に持って行っていただきたい。それと、民生委員になる人という

のは、あくまでもプライバシーが一番大事な業務になりますので、その辺については、当局でどのような研修とか何かなされていますか。私聞いたことないけれども、1年に1回研修するとか2回やるとか、3回は必要ないと思うけれども、そのような形を取られていますでしょうか。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

民生委員の不足につきましては、やはり地域によって様々事情が異なっております。やはりその流域沿いのほうに行きますと、地域全体でやはり高齢化が進んでいて、一つの地域を回って歩くのにちょっと難があるという方、あとは区画整理事業、防集の地域においては御近所が知っている人がいないというところで、そういった本来の民生委員の業務として自分は不適であるとお断りをされる方等もございます。そういった中で、やはり様々福祉の、先ほどもありましたとおり、例えばお茶っこの会でありますとか、やはり地域での支え合いに比較的積極的に対応していただける方を発掘し、もしくはそういった情報を地域からいただいた上で民生委員及び児童委員に適正な方をお願いに直接伺ったりもしております。また、町内会自治会がある地域においては、その会から、地域からの互選選出ということで、そういった選任の御協力をお願いしているところもあります。

また民生委員のプライバシーの対応につきましては、住基の個票につきましては、毎年、各地区の名簿をお渡しする、業務上必要となるものでございますので、それをお渡ししていますが、その取扱いに関しては、毎年持ち出しを行わないでありますとか、人に見せない、あとは終わったものに関しては行政が適切な回収をし裁断処分をするということを取り組んでいるほか、あとは毎年、振興局のほうで県のほうで民生委員の任務に関しての研修会を行っておりますので、そういったところで適切な対応、任務に就いていただけるような形の体制を整えているところであります。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 話は前後しますけれども、生活困窮者については社会福祉協議会のほうからそういう話がありますよと。ここの42ページさ上がっているのは、そういうのは上がってないわけ。例えば、コロナで取る糧が減ったから大変だという話ありましたけれども、ここの中にはそれは載ってない。それについても、そういうことにも、社協にその話があったら、こういうその実際の冊さ載ってないものについて、社協にだけ

頼むんでなくそういうのをやっぱりこっちの本所に直接回してもらって、こっちのほうで再調するのが望ましいと思いますが、その辺についてはどのように考えておりますか。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

コロナにつきましては、都市から流れてきていますがこの中にありますとおり、すみません、失礼しました。はい。コロナに限らず、この中にございますとおり生活困窮という総くりの中で生活に困っている方は、理由はともあれ社会福祉協議会に相談いただくと。その相談先に関しましては、社協の広報、あとは町の広報等でお伝えをしているほか、民生委員等においてもこういった方がいる場合には社会福祉協議会さんのほうにつなげていただくように御説明をさせていただいております。ですので、コロナの固有名詞が載ってないので対象にならないということではなく、様々、体が病気になって仕事ができない等も含めての生活困窮、総くりの部分だということで御理解いただければと思います。

○議長（小松則明君） 大きく考えてということで、よろしく願いいたします。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 今金崎議員から民生委員の話がありました。行政の役割、社協の役割、そしてまた町民、地域の役割ということではありますが、その中で民生委員の方にはその地域の方々の名簿を配付するという話がありました。厳重に管理するという話がありましたが、例えば、1人の町民の方が、どうもあそこの方が少し手を差し伸べたほうがいいんじゃないかという案件があった場合、どうしてもそのとき個人情報法の関係が壁となり、どこに誰がどういう人が住んでいるのかというところを役場に聞いても答えることができないと。そういう場合、やはり民生委員というのが地区にいますので、そういうつながりもしっかりと、地区の方々、特にお世話をするような方々は、そういうのって結構気にしているんですね。ですので、その部分をまずどのように、個人情報があるんだけど手を差し伸べる場合、しっかりと手が差し伸ばされるのかというところをどういうふうに、個人情報法との関係とどうしたらいいのかというところを説明していただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

御承知のとおり、民生委員、児童委員につきましては、地域との、あとは福祉、あと

行政との橋渡しの役割をお願いしているところであります。今東梅議員の御質問にありましたとおり、地域の中で、やはりそういった支援が必要な方がいた場合には民生委員さんに伝えていただき、民生委員がまず行政のほうに、あるいはどういう福祉サービスにつなげたらいいかということに関しても民生委員さんには研修会等で御説明させていただいておりますので、民生委員さんでしかるべき支援につなげていただくのがまず第一になってございます。そして、その中の状況を関係機関と福祉担当で担当者レベルでの情報の共有を図り、その方のライフスタイル、状況に応じた形でどのような福祉サービスが提供できるかというのをカンファレンスを行い、そして直接本人につなげていく形になります。この流れの中が今の話が基本になるんですが、今説明したとおり、その情報提供者の町民の方に関しては、特にもそういった情報、新たな情報というのは基本的には付与しない形になります。まずは守秘義務を前提としている福祉部局のスタッフによるカンファレンスを行った後に必要とされると思われるサービスを提供していく、アクセスをしていく、つながっていくという形になっております。場合によっては、その中でキーパーソンとなり得る御家族、御親族の方がおられる場合には、そういった方にも協力をいただきながらつなげていくという形になりますが、極力、個人情報を出さないような形で、それぞれの役割の中で支え合うような形の体制を構築しております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 分かりました。

民生委員が、今言うとおりの8名不足していると。この震災があつて、かなりの方々がよその地域に移っています。その地域の方々の中には、誰があそこに住んでいるのかというものもまだ数年たつても把握できない場合もありますので、私はそのことを踏まえた中で、昔からの集落は誰がどこに住んでいてどういう状況だというのはしっかり分かっているんですが、新しい町はそういうわけにまだいってないと思いますので、ぜひその部分は徹底していただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 福祉計画を読んでもまして、大変すばらしい計画だと思います。

1ページ、下のほうの住民の福祉意識の向上及び地域活動の充実、必要な支援を必要などきに受けられる体制づくりの構築、安心して暮らせるまちづくり、大変結構なことでございます。

自分の地域のことを言うのもなんなんですけれども、金沢地域のほうでは、運動会、それからグラウンドゴルフ、様々な民芸等、その中心地は金沢小学校グラウンドを使っておりました。それで、震災で避難所になり、大型車両がグラウンドに出入りしてグラウンドが割れました。そこに仮設もなくなったし、グラウンドゴルフ等、またもう一度、金沢のにぎわいを復活させたい。そう思って、何度も何度もグラウンドの整地をお願いしましたが、いまだ使える状況ではありません。そのうちに、今になったら、子供も年寄りもいなくなってしまう。何としたりいいべ、です。

○議長（小松則明君） 当局。まだなっていないということに、これからの方針と……（「地域の、限界集落の……」の声あり）町長。

○町長（平野公三君） 阿部議員のお話は何回も聞いておりますので、確かに、地域で夏になると野球やったり様々に地域活動の拠点であることは確かですので、今お話しのとおり、もっと整備を敷くようにします。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。
以上で報告第7号を終わります。

○

日程第4 報告第8号 大槌町地域防災計画の修正に係る報告について

○議長（小松則明君） 日程第4、報告第8号大槌町地域防災計画の修正に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。防災対策課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） 報告第8号大槌町地域防災計画の修正に係る報告について御説明申し上げます。

大槌町地域防災計画につきましては、災害対策基本法第42条に基づき、町の防災会議に修正内容を諮るもので、本年7月21日に開催しました大槌町防災会議において審議を行い御了承いただいたものとなります。

修正内容としましては、主に岩手県地域防災計画との整合を図るものであります。岩手県地域防災計画は、国が修正した防災基本計画を参考に本年3月に見直しが行われております。岩手県地域防災計画の主な見直し項目として、避難情報の名称変更や広域避難に関する事項の記載などが挙げられます。広域避難に関する事項については、災害が発生するおそれがある段階から広域避難を実施できるとしたもので、避難先について他市町村長と協議を行うことができる反面、他市町村長からの受入れの協議を受けた場合

は、正当な理由がある場合を除き、これを受け入れなければならないと定めております。このほかにも、福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保、個別避難計画の作成管理等が修正内容として挙げられます。

また、岩手県地域防災計画との整合以外の理由で大槌町地域防災計画を修正しているものとしましては、本年1月に発生したトンガ沖の海底火山噴火による津波を教訓に、津波注意報警報時における初動対応についての見直しを行っております。具体的には、災害対策本部員の明確化や津波注意報警報発令時に迅速に避難所を開設するため、1号津波非常配備を追加し、津波警報または大津波警報が発令された際の避難所の開設について、あらかじめ近隣に在住の職員を開設運営職員として指名しておき、迅速に避難所を開設できるようにすることなどになります。

その他の修正内容としましては、災害対策本部の事務分掌について現状に合わせた見直しについても反映した内容となっております。防災会議委員に対しては、会議開催前に修正案をお示しし、様々な御意見をいただいた上で計画に反映させていただきました。

なお、今年度は防災委員の改選時期となっており、より濃い議論をするために防災委員の総数を昨年度47名から今年度は34名に削減し、防災行政の多様化を図るため女性委員の割合を約20%まで増やした上で御意見をいただき必要な修正を行っております。

以上、御報告いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） この修正の概要の下段のところで、避難場所の開設についての記述があるので少しこの部分を伺いたいと思うんですけども。

先日、新たな津波の浸水想定が発表されて、それに伴い緊急避難場所の見直しが行われたわけですね。それで、当町においては、大ケロの緊急避難場所が新たに浸水区域に指定されたということで避難場所を移さなければならない。それで、先日配布された防災ハザードマップにも大ケロ地区に関しては緊急避難場所が載っていないわけですね、今現在。載ってないですね。載ってましたか。あそこ津波の浸水区域になっておりますよね。そうすると、移動しなければならないというのは以前からそういうお話が出ていたわけですね。それで、今、緊急避難場所に指定されているところの裏山を切り崩して新たに緊急避難場所を整備するというお話があると伺っておりますけれども、これはどうでしょうか。そのお話はあるのでしょうか、そういった計画は。

○議長（小松則明君） 防災対策課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君）　まず大ケ口の裏山の高台ですけれども、現在の防災マップでは、高台といいますか、浸水しないもうちょっと上、林道上に一応マークはつけております。暫定的につけております。高台を切り崩して新たに避難場所を造るということに関しましては、やはり町単独ではちょっと費用の面とかが賄いきれないところがありまして、現在、日本海溝・千島海溝周辺海溝型の特措法において、それに指定されれば補助率が2分の1から3分の2にかさ上げになるというものがございます。それに関しまして国から今説明が始まったところでありまして、それを勝ち取るべく今計画等々の準備をしているところでございます。

○議長（小松則明君）　菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君）　分かりました。

今暫定的に緊急避難場所があるんだとおっしゃってございましたけれども、それで、今補助金のお話出ましたけれども、先日、県の議長会において、小松議長が国の補助金の3分の2をこの整備に回してもらおうという約束を取り付けてきたというお話を伺っているんですね。

そこで町長に伺いますけれども、防災マップの作成についての説明会で、町長が住民の皆さんに緊急避難場所を整備するんだとお約束されたとお伺っておりますが、この辺についての御見解を。

○議長（小松則明君）　町長。

○町長（平野公三君）　各地区に入りまして、避難場所、避難所について、やはりいろいろ話を聞いて、必要性あるということになります。先ほどの課長話したとおり、これから、国において大きな枠として、ハード整備についてもある程度の枠ができるということになりますので手を挙げていきたいと思っております。また、大ケ口だけではなくて、ほかのところも様々にハード面で整備しなきゃならない避難所、避難場所、それまでの、例えば経路も含めて様々にハード面を整備していかなきゃなりませんので、国が、指定されるとは思いますがけれども、指定に向けて準備をしていきたい。その一つが大ケ口の避難所整備も考えていきたいと思っております。

○議長（小松則明君）　菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君）　私、説明会にいたわけではないので、住民の方々は町長が約束したんだと、そういう認識でおられるんですね。いずれにしても大ケ口全てが、例えば津波だけではなくて、洪水、大雨にしても、やはり川が氾濫した場合、大ケ口地域の全て

が浸水区域になるわけですから、やはり早期にこれは対策を立て、また整備していただきたいと思いますが約束されたんですよね町長、住民の方に。これどうです、この辺。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 約束をしました。やはり決して大ケ口だけの話ではないので、各地区に入りまして様々な御意見を聞いていますので、全体としてこれから日本海溝・千島海溝沖の件が出ましたので、うちのほうもハザードマップをつくって、避難所、避難場所の整備というのは必ずやらなきゃならないことですので、全体の中の大ケ口としての避難所の整備については進めていきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 私はその説明会に出席、大ケ口の説明会にも出席いたしました。その時に、町長がはっきりと住民の皆さんの前で避難施設は造りますとおっしゃってくださいました。いつも会うたびに、どうなったんや、本当にやってけんのんかと言われるます。やってくれるのであれば、その地域の人たちが山の持ち主の人たちに声をかけて、やって、自分たちでその部分を、避難施設を造るように、自分たちで造るんじゃなくて、そういうふうに地主さんと話をしますということをおっしゃっております。本当にはっきりとおっしゃいましたので、やっぱり住民の皆さんには、やらないとなればうそをついたことになるんですよね。やっぱり大ケ口地域には高齢者もたくさんいます。そして大ケ口地域に、私が一般質問でずっと言ってきましたけれども、安心を求めて、大ケ口に安心を求めてうちを再建した方たちがたくさんおります。その中で、やはりその避難施設がないとなれば、本当に安心した生活ってできないんですね。安心して、安心して暮らせるまちづくりを目指しておりますよね。必ず約束を守れるような、本当に町長お願いしますよ。ちゃんと、私ちゃんと聞きました。多分議長も聞いています。造りますと言いました。だから、補助金は絶対ものにしてください。お願いします。

○議長（小松則明君） 町長、再度お願いいたします。町長。

○町長（平野公三君） さきも申しましたとおり、安心安全ということになります。大ケ口だけではなくてほかの地区においても同じですので、ただやはり大ケ口においては千人を暮らす方々がいらっしゃって避難場所ないという。今の大ケ口の集会所についてももうかなり年数たっておりますし川の近くでもありますから、確保するという部分では必要だということになりますので、先ほど課長も申したとおり、指定をされて補助率がきちんと定まれば、またメニューもそうですし、積極的に地域の方々と話し合いながら

進めてまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） ○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

以上で報告第8号を終わります。

○

日程第5 報告第9号 大槌町公共施設等総合管理計画の変更に係る報告について

○議長（小松則明君） 日程第5、報告第9号大槌町公共施設等総合管理計画の変更に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 報告第9号大槌町公共施設等総合管理計画の変更に係る報告について御説明申し上げます。

本町では、少子高齢化などの進行による町の構造変化と段階的な地方交付税の減少を背景に、老朽化した公共施設等の維持管理費の増加及び再生と利活用、東日本大震災以降に整備された公共施設等の維持管理経費の増加が課題となっており、令和3年3月に個別施設計画を定め、公共施設の再編方針や長寿命化についての検討を行いました。

本計画は、こうした時代背景、町のこれまでの取組を踏まえつつ、町が保有管理する公共施設の調査分析と中長期的なメンテナンスサイクルの構築、トータルコストの縮減と予算の平準化や施設の再配置や統廃合、複合化及びさらなる有効活用、民間活力の活用、管理経費の削減など、公共施設の再生、最適化を図るため、基本的な考え方をまとめ改定したものであります。

配付してある大槌町公共施設等総合管理計画改訂版の冊子をご覧ください。

1ページをお願いします。1ページには、初めに、公共施設等総合管理計画の目的について記載をしております。3ページから5ページに本町の地域的特性、人口の状況、将来推計について記載しております。6ページから12ページに財政状況、財政見通しを記載しております。13ページから17ページに公共施設の保有量を記載しております。19ページから26ページに公共施設の更新費用の見通し、充当可能財源の設定、費用縮減効果の検証についてを記載しております。27ページから28ページに公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を記載しております。計画期間については令和4年から令和13年までの10年とし、全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策と公共施設の維持管理・長寿命化に関する基本方針を記載しております。29ページから43ページに施設類型ごとの管理に関する基本方針を記載しております。44ページには、フォ

ローアップの実施方針として公共施設個別施設計画などの個別計画との連携を図りながら、P D C Aサイクルに基づき、町の上位・関連計画との整合に留意し、公共施設等総合管理計画の見直しを行っていくこととしております。

以上、大槌町公共施設等総合管理計画の変更について御報告いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で報告第9号を終わります。

○

日程第6 報告第10号 健全化判断比率の状況の報告について

○議長（小松則明君） 日程第6、報告第10号健全化判断比率の状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 報告第10号健全化判断比率の状況の報告について。

別紙、令和3年度健全化判断比率の状況をお開きください。

左上段を御覧ください。実質赤字比率、該当ありません。連結実質赤字比率、該当ありません。実質公債費比率12.7%。将来負担比率、該当ありません。資金不足比率、該当ありません。一般会計、特別会計は赤字決算ではありませんので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は該当ありません。公債費の償還に充てた一般財源の標準財政規模に対する割合を示す実質公債費比率については、普通交付税の増額等により前年比0.3ポイント減の12.7%となっております。将来負担比率については基金積立金を充当することで該当なしとなります。公営企業に係る資金不足比率についても赤字決算の会計ではありませんので、該当なしとなります。

以上のとおり、健全化判断比率についてはいずれも基準を上回るようなものではなく、問題ないものであります。

以上、御報告いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） いずれも立派な状況だということなんですが、そこで伺いますが、将来負担というところで今町債74億7,800万円ほどありますが、この表の中にですね。これは町債の元金の部分なんですが、この頃の町債も低金利ということで支払う利息分もかなり少なくなっているとは思いますが、元金は74億円ということで分かっているんですが、利子に相当する部分は幾らぐらいを見込んでいるのかということをお教

えてください。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

3年度末での今後の利子の負担見込みであります。1,980万円ほどとなります。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 分かりました。

私の聞き方が悪かったかもしれませんが、3年度末で支払わなければいけない、まず町債残高が一般会計で74億円あるという、この表示ですよね。74億円を仮に一括で、毎年払って新しく借入れ、その年の返済というのがあるんでしょうけれども、私の聞きたいのは今の借入金の利息分を足したった場合、合計額が1,980万円で済むんですかということですか、じゃ。そのことをまず確認させてください。

○議長（小松則明君） 利子。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

先ほど回答したとおり、それに対しては1,980万円程度となります。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

以上で報告第10号を終わります。

11時15分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時02分

○

再 開

午前11時15分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

日程第7、議案第3……企画財政課長。どうぞ。

○企画財政課長（太田和浩君） 先ほどの東梅康悦議員の質問に対して誤りがあったので、訂正させていただきます。

先ほど令和3年度分の利息を申し上げまして、1,980万円程度と申し上げましたが、将来負担については1億4,080万円程度になります。訂正しておわび申し上げます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 私の聞き方が悪かったから答えるほうも困ったと思うんですが、今の休憩時間中に同僚議員の受け止め方は、その一つ一つの起債の積み重ねが77億円の借金残高で、その中には利息分もあるだろうと。それが1,900万円ぐらいでは足りない

んじゃないかという思いでした。70何億円も借りて1,900万円ほどの利息というのは、普通に聞いてらったら、これおかしいじゃねえかと思うのが普通じゃないですか。財政課を責めるわけじゃない。そこら辺、もう少し人ごとだと思わないで聞いてもらいたい。聞くほうも真剣に聞いています。よろしくお願いします。

○議長（小松則明君） では進めます。

○

日程第7 議案第38号 福幸きらり商店街跡地多目的広場等設置条例の制定について

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第38号福幸きらり商店街跡地多目的広場等設置条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 議案第38号福幸きらり商店街跡地多目的広場設置条例の制定について御説明申し上げます。

次ページをお願いします。

第1条は設置について。福幸きらり商店街跡地の検討結果による短期的活用方針に基づき、福幸きらり商店街跡地を活用するため多目的広場を設置しようとするものであります。第2条には名称及び位置。第3条は使用料、多目的広場の使用料は無料といたします。第4条は使用の許可、第5条は行為の禁止、第6条は免責事項、第7条は損害賠償、第8条は使用の禁止又は制限、第9条については委任についての規定であります。

なお、附則については令和4年10月1日から施行するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 確認をさせていただきます。

福幸きらり商店街跡地を多目的広場として設置して広く町民に使っていただくというのは、大変いいことだと思います。そこで使用料は無料というのは分かったんですが、その下の第3条のところの使用の許可というのがあります。例えば、使用許可を取らなければ、ふだん広場を自由に出入りできないのかどうか、子供たちが遊ぶ場合に。その辺をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 御質問にお答えいたします。

基本原則、一般開放ということで自由開放をする施設といたします。

なお、この使用許可については、そのエリアを全面的に独占して使用する場合、そういう場合に限っては許可が必要という内容であります。

○議長（小松則明君） 質疑。佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） この場所の使い方については、いろんな組織で検討会を何度か開いて、周辺地域の道の駅的なところを横にらみしながら、大槌に、この場所に、そういったものを設置するとなると本当にメリットがあるのかどうかという議論で、結局はその辺の専門家の方に検証していただいてメリットはどうもなさそうだという結論で、取りあえず空き地で数年間様子を見ましようということにしていると思うんですけども、立地条件的には本当に大槌の入り口になっていて、あれだけの面積の土地があるというのは非常に重要な場所だと思っています。何とか活用できないのかなとは思っていたんですけども、今言った理由で当面様子を見ると。これは、数年後にもう一度見直すという形なのか、継続して、この場所の活用の仕方を議論し続けていって、いい案が出れば、あるいはいい方策が出れば、そちらのほうにかじ取りをするのかという方向性、考え方があるのかどうかをお伺いしたいと思います。

ただ単に、確かに道の駅的な物産店的なものであれば、もしかしたらもう既に自動車道沿いにいろんな道の駅がありますので、単純競争では勝てないかもしれないけれども、いろんな知恵を出して大槌のPRの拠点として活用するとか、いろんな知恵を出し合っただけであそここの場所をつくり込む案が出れば、それはそれなりに途中ででも方向転換して事業化するという考え方があっていいんじゃないかなと思うんですが、その辺のお考え、考え方があるかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

まずその検討委員会での、まず短期的な方針ということで今回条例提案をさせていただいております。その検討委員会の中では、長期的視点に立っても今後その産業分野であったり、あとは文化芸術や文化郷土芸能であったりそういうものも含めて、今後3年から5年後以降に再度長期的な恒久的な施設の在り方を検討するということになっておりますので、そういう方針で考えております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） その3年、要は3年から5年の間、何もしないで手をこまねい

で見ているという答弁でしょうか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 決してそうではなくて、一応スパンとして3年設けておりますけれども、やはり変化があつて様々に用途が必要だとなれば議論にはなるとは思いますが、やはり3年をめどにはしますけれども、状況に応じて土地活用を進めてまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） この跡地には町所有のバスなんかも常駐しておりますけれども、この広場開放においてもバスはそのままということですか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。阿部議員の質問については、町のスクールバスの件だということでお答えいたします。スクールバス。はい。

これについては、この条例制定に当たって教育委員会とも協議いたしました。まず、通常あそこに止めてあるのが3台程度の予備的な使用。それについては、役場の、この駐車場へ移動するというので、一般に使用するのに支障がないように移動するという方向で考え調整を図っております。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第38号福幸きらり商店街跡地多目的広場等設置条例の制定についてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 議案第39号 大槌町斎場建設基金条例を廃止する条例について

○議長（小松則明君） 日程第8、議案第39号大槌町斎場建設基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課主幹。

○町民課主幹兼戸籍・住基班長(八幡まゆみ君) それでは、議案第39号大槌町斎場建設基金条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

次ページをお願いいたします。

提案内容につきましては、昨年10月の大槌町斎場建設に伴い大槌町斎場建設基金の条例を廃止しようとするものです。施行日は本年9月30日としております。

なお、基金廃止後の残余につきましては一般会計に繰入れし、斎場整備事業債の償還財源とするため減債基金へ3億2,508万3,000円を積み立て、残りの5,258万円を旧火葬場解体費用の財源とするため大槌町公共施設等総合管理基金へ積立てする予定です。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより、議案第39号大槌町斎場建設基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

なしと認め、確定いたしました。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議案第40号 大槌町公共施設等総合管理基金条例の制定について

○議長(小松則明君) 日程第9、議案第40号大槌町公共施設等総合管理基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(太田和浩君) 議案第40号大槌町公共施設等総合管理基金条例の制定について御説明申し上げます。

次ページをお願いいたします。

第1条は設置について。公共施設等の修繕、改修等による長寿命化、更新整備及び除却に要する経費の財源に充てるため、大槌町公共施設等総合管理基金を設置しようとするものであります。第2条には積立ての規定、第3条は基金に属する現金の管理の規定、第4条は運用益金の処理の規定、第5条は繰替運用についての規定、第6条は処分につ

いての規定、第7条は委任についての規定であります。

なお、附則は、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第40号大槌町公共施設等総合管理基金条例の制定についてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第41号 大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第10、議案第41号大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 議案第41号大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次ページ、新旧対照表を御覧願います。

第2条中の議会の議長、副議長及び議員に支給する議員報酬額について改正するものです。議長の報酬額は現行月額24万9,000円であるものを改正後は3万1,000円増額して月額28万円に、副議長の報酬は現行月額20万5,000円であるものを改正後は2万6,000円増額して月額23万1000円に、議員の報酬額は現行月額19万2,000円であるものを改正後は2万4,000円増額して月額21万6,000円とするものです。

附則により、この条例は公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出された議員の任期の初日から施行するものです。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第41号大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れはなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第42号 大槌町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第11、議案第42号大槌町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 議案第42号大槌町手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次ページ、新旧対照表を御覧願います。

第6条と別表の一部を改正するものです。改正前の第6条においては、公の扶助を受けている者等の手数料の免除について規定されております。改正後は、第6条に多機能端末機による交付の場合は免除規定を適用しないとする規定を追加するものです。

別表第2条関係の一部改正については、8、住民票又は除かれた住民票の写しの交付手数料について現行1枚につき300円、1枚増す毎に50円を加算するとあるものを、改正後は1通につき300円と定めるものです。

附則により、この条例は令和5年1月4日から施行するものです。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第42号大槌町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れはありませんか。押し忘れがあります、自分の手元を。なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第43号 大槌町総合開発審議会条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第12、議案第43号大槌町総合開発審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 議案第43号大槌町総合開発審議会条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、町の最上位計画の名称を大槌町総合計画としていることから、条例中の計画名称を総合計画に、審議会名称を大槌町総合計画審議会に改めようとするものであります。

新旧対照表を御覧願います。

条例の名称を大槌町総合計画審議会条例に改め、第1条及び第2条中の審議会の名称を、大槌町総合開発審議会を大槌町総合計画審議会に改め、第2条中計画の名称を、総合開発計画を総合計画に改めるものであります。

附則第1項では、施行期日を公布の日から施行するものとしております。附則第2項では、大槌町総合開発審議会条例の一部改正に合わせて大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正するものであります。別表、第2条関係、区分、総合開発審議会の委員を総合計画審議会の委員に改めるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第43号大槌町総合開発審議会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第13 議案第44号 大槌町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第13、議案第44号大槌町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課主幹。

○町民課主幹兼戸籍・住基班長（八幡まゆみ君） それでは、議案第44号大槌町印鑑条例の一部を改正する条例についてを御説明いたします。

次ページの新旧対照表をお開き願います。

1 ページ上段、第14条第2項につきましては、窓口における証明書交付申請方法の追加であります。役場窓口で印鑑証明書を申請する際、これまで申請書に印鑑登録証を添えて提出していたものを、本人申請に限りマイナンバーカードを添えることで証明書申請を可能とするものです。

なお、代理人申請やマイナンバーカードを持たない方もあることから印鑑登録証の発行は現状どおりとなります。

次に、第14条第3項については、コンビニ多機能端末による交付申請方法の追加であります。コンビニに設置されている多機能端末を利用し、本人がマイナンバーカードと暗証番号を用いることで印鑑証明書交付申請を可能とするものです。

下段の第15条第2項については、窓口における証明書交付に係る改正で、第14条第2項が追加されたことに伴い該当条項を明記するものです。

次に、第15条3項については、コンビニ多機能端末による交付について追加するものです。

施行日は令和5年1月4日であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 条文の中に暗証番号の文言、第14条の3項のところに暗証番号の文言がありますけれども、これはコンビニのマルチコピー機を操作するときに暗証番号を入力するわけなんですけれども、操作が分からない場合にコンビニの店員さんにお手伝いをしていただくことは可能なのかな。ちょっと、この辺がよく分からないんですね。

なんか、やはりセキュリティーの部分でコンビニの店員さんはお手伝いはしないと、その辺が少し分からないんですけども確認です。どうでしょう、その辺は。

○議長（小松則明君） 町民課主幹。

○町民課主幹兼戸籍・住基班長（八幡まゆみ君） お答えいたします。

先ほど手数料条例でもコンビニ交付が始まりますよという説明がありましたけれども、コンビニの店員さんに暗証番号を代わりに押すというのは実際現実的ではないのかなと思います。操作方法については、コンビニ交付はほとんど他市町村はもう既に稼働している状況ですので、ある程度のマニュアル等はあるのではないかなと思っておりますが、今後進めていく中で町内のコンビニ事業者さんともちょっとお話しはしなきゃいかんとは思っているところです。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 利用者の方々からすると、やはりこういったセキュリティーの部分で不安があって利用に関して二の足を踏む方もいらっしゃると思うんですね。なので、その辺をしっかりと町民の方々に周知することは必要だと思うんですけども。

それともう一点伺いますけれども、窓口でマイナンバーカードを使用して印鑑登録証の取得ができるということなんですが、その場合の、これまで持っていた印鑑登録証の扱いというのはどのようになるのでしょうか。

○議長（小松則明君） 町民課主幹。

○町民課主幹兼戸籍・住基班長（八幡まゆみ君） お答えいたします。

登録証につきましては、これまでどおり発行いたします。というのは、マイナンバーカードをお持ちじゃない方であるとか、あとは登録証があることで代理申請が可能となりますので登録証はそのまま継続となります。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第44号大槌町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れはございませんか。押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第14 議案第45号 令和4年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定める
ことについて

○議長（小松則明君） 日程第14、議案第45号令和4年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 議案第45号令和4年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定めることについて御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

9款1項地方特例交付金、補正額49万1,000円の減は、本年度の交付金額決定によるものであります。

10款1項地方交付税、補正額5,851万8,000円の増は、本年度の普通地方交付税額の決定によるもの、有害鳥獣対策に伴う特別地方交付税の増であります。

14款国庫支出金1項国庫負担金、補正額979万4,000円の増は、障害児入所給付費等負担金等であります。2項国庫補助金、補正額1億2,747万1,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等であります。

15款県支出金1項県負担金、補正額48万9……6,000円の増は、障害児入所給付費等負担金等であります。はい。（「桁違うよ」の声あり）

○議長（小松則明君） 桁違い。

○企画財政課長（太田和浩君） はい。

15款県支出金1項県負担金、補正額489万6,000円の増は、障害児入所給付費等負担金等であります。2項県補助金、補正額2,148万7,000円の増は、岩手子育て世帯臨時特例支援金給付事業費補助金等であります。

18款繰入金1項特別会計繰入金、補正額2,316万8,000円の増は、介護保険特別会計繰入金等であります。2項基金繰入金、補正額9億239万4,000円の増は、斎場建設基金廃止に伴う大槌町公共施設等総合管理基金創設に伴う積立金の原資となるための財政調整基金繰入金であります。

19款1項繰越金、補正額6億2,786万7,000円の増は、今回の補正財源とする前年度繰越金であります。主な充当先は、大槌町公共施設等総合管理基金創設に伴う積立金であります。

20款諸収入4項雑入、補正額752万3,000円の増は、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金返還金等であります。

21款1項町債、補正額1億1,765万5,000円の減は、臨時財政対策債1億2,333万5,000円の減、発行可能額の減によるものであります。そのほか、水道事業一般会計出資債、緊急自然災害防止対策事業債、一般単独災害復旧事業債を追加しております。

2ページをお願いいたします。

歳出。

1款1項議会費、補正額134万4,000円の減は、人事異動に伴う人件費であります。

2款総務費1項総務管理費、補正額13億5,707万9,000円の増は、大槌町公共施設等総合管理基金創設に伴う基金積立金及び斎場建設基金廃止に伴い、斎場整備事業債の償還、起債償還に充てるために積み立てる減債基金積立金等であります。2項徴税费、補正額273万7,000円の増は、人事異動に伴う人件費及び岩手県エルタックス県域共同利用システムデータ移行業務委託料であります。3項戸籍住民基本台帳費、補正額160万7,000円の増は、人事異動に伴う人件費であります。4項選挙費、補正額36万8,000円の減は、参議院議員通常選挙に伴う会計年度任用職員の人件費等であります。6項監査委員費、補正額13万8,000円の増は、事務消耗品費等であります。7項地方創生費、補正額990万円の増は、大槌町震災伝承プラットフォーム運營業務委託料であります。

3款民生費1項社会福祉費、補正額7,323万4,000円の増は、人事異動に伴う人件費、障害者自立支援給付費国庫及び県費返還金等であります。2項児童福祉費、補正額6,306万9,000円の増は、大槌町子育て世帯臨時特別支援金、いわて子育て世帯臨時特例支援金等であります。

4款衛生費1項保健衛生費、補正額4,838万5,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金償還金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金償還金等であります。2項清掃費、補正額13万8,000円の減は、人事異動に伴う人件費等であります。

6款農林水産業費1項農業費、補正額1,627万9,000円の増は、人事異動に伴う人件費及び鳥獣被害防止対策費等であります。2項林業費、補正額494万1,000円の増は、町産

木材で作成する木製掲示板作成業務委託料及び森林作業道維持修繕工事であります。3項水産業費、補正額531万2,000円の増は、ウニ畜養実証事業補助金等であります。

7款1項商工費、補正額3,566万6,000円の増は、原油価格・物価高騰対策事業補助金等であります。

8款土木費1項土木管理費、補正額1,161万1,000円の増は、人事異動に伴う人件費等であります。2項道路橋梁費、補正額602万2,000円の増は、町道不動滝線測量設計委託料、町道新山1号線補修工事等であります。4項都市計画費、補正額208万6,000円の増は、大ケロ・桜木公園遊具設置工事であります。

3ページをお願いいたします。

9款1項消防費、補正額410万1,000円の増は、避難路調査測量業務委託料等であります。

10款教育費1項教育総務費、補正額1,206万3,000円の増は、人事異動に伴う人件費、町内教員住宅下水道切替工事等であります。3項中学校費、補正額29万9,000円の増は、吉里吉里中学校環境整備事業であります。4項義務教育学校費、補正額87万円の増は、大槌学園外灯修繕工事等であります。5項社会教育費、補正額759万9,000円の減は、人事異動に伴う人件費等であります。6項保健体育費、補正額876万6,000円の増は、勤労青少年体育センター及び吉里吉里地区体育館耐震診断業務委託料等であります。

11款災害復旧費2項土木施設災害復旧費、補正額236万円の増は、町道不動滝線道路補修工事であります。

12款1項公債費、補正額377万1,000円の増は、令和3年度の緊急防災減災事業債の過大な借入れによる繰上げ償還であります。

15款復興費12項復興支援費、補正額412万5,000円の増は、被災者支援総合交付金過年度返還金であります。

4ページをお願いいたします。

第2表地方債補正、追加。

起債の目的、限度額の順に読み上げます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、当初予算と同様のため省略いたします。

一般会計出資事業150万円、緊急自然災害防止対策事業190万円、一般単独災害復旧事業230万円。

5ページをお願いいたします。

変更。

起債の目的、補正前限度額、補正後限度額の順に読み上げます。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様のため省略いたします。

臨時財政対策債 1 億7,000万円、4,664万5,000円。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16億6,497万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億2,646万3,000円とするものです。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 内容説明が終了いたしました。

質疑は13時10分まで休憩後、行います。

休 憩

午前 1 1 時 5 6 分

○

再 開

午後 1 時 1 0 分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

質疑に入ります。

4 ページをお開きください。

第 2 表地方債補正追加。

5 ページに移ります。変更。

8 ページをお開きください。

歳入。

9 款地方特別交付金 1 項地方特別交付金。進行いたします。

10 款地方交付税 1 項地方交付税。進行いたします。

14 款国庫支出金 1 項国庫負担金。進行いたします。

2 項国庫補助金。進行いたします。

9 ページ。

15 款県支出金 2 項県補助金。失礼いたしました。1 項県負担金。2 項県補助金。

18 款繰入金 1 項特別会計繰入金。進行いたします。

2 項基金繰入金。

10 ページに入ります。

19 款繰越金 1 項繰越金。進行いたします。

20 款諸収入 4 項雑入。進行いたします。

21款町債 1項町債。進行いたします。

歳出に入ります。

1 款議会費 1 項議会費。進行いたします。

2 款総務費 1 項総務管理費。進行いたします。

13ページ、2 項徴税費。進行いたします。

14ページ、3 項戸籍住民基本台帳費。進行いたします。

4 項選挙費。進行いたします。

6 項監査委員費。進行いたします。

7 項地方創生費。澤山美恵子君。

○5 番（澤山美恵子君） 地方創生費の委託料のところでお聞きいたします。

○議長（小松則明君） マイクをお願いいたします。

○5 番（澤山美恵子君） ごめんなさい。地方創生費の委託料のところでお聞きいたしますけれども、大槌町震災伝承プラットフォーム運營業務委託料990万円補正になっておりますけれども、この事業内容と委託先を教えてください。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） このプラットフォーム運營業務委託料の事業内容ということでございます。

まず1点目が、こちらの震災伝承事業の一つといたしまして、旧役場庁舎跡地、そして旧民宿あかぶ跡地を対象といたしまして、ARと今、拡張現実、いわゆるスマートフォンとかタブレット端末をその現場にかざして、仮想ですので、その場所にあたかも、例えば、その場所に元あったようなものが映し出されると。いわゆるその伝承の場にあったものを再現するようなソフトといますか、そういったものを業者に委託して開発し、現場でQRコードを新たに敷設しますので今の看板にですね。そこからダウンロードして、かざして、そこに何があったかと、いわゆる震災伝承の一つのツールとしてお使いいただけるようなものとして、今回そういう内容で、その事業を発注させていただくために今回この補正予算を計上させていただいてございます。

あと委託先ということでございますが、こちらの補正予算を議決いただきましたならば直ちに適切な契約、入札ということになると思うんですけれども、その中で決められていくと予定してございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

3 款民生費 1 項社会福祉費。進行いたします。

16ページに入ります。

2 項児童福祉費。進行いたします。

4 款衛生費 1 項保健衛生費。進行いたします。

2 項清掃費。進行いたします。

6 款農林水産業費 1 項農業費。

18ページに入ります。

2 項林業費。臼澤良一君。

○ 2 番（臼澤良一君） すみません。農業費でよろしいでしょうか。

○ 議長（小松則明君） 農業。はい、どうぞ。

○ 2 番（臼澤良一君） この中で……。

○ 議長（小松則明君） マイクは上げて。

○ 2 番（臼澤良一君） 申し訳ございません。畜産業費の委託料ですね。この低濃度 PCB の廃棄物処理収集運搬及び業務委託料51万2,000円ですけれども、PCB の廃棄物の中身は液体でしょうか。それとも個体なのか、形状を教えてくださいありがたいです。

○ 議長（小松則明君） 産業振興課長。

○ 参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

こちらにつきましては、旧畜産公社、今現町有施設でございますが、電柱上にある変圧器でございます液体、油でございます。液体でございます。

○ 議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○ 2 番（臼澤良一君） 了解しました。

低濃度の PCB の廃棄物の処理に関して、そのガイドラインに基づいて処理しなきゃならないということございますが、現在の保管場所というのはどこに置いているんでしょうか。どういう状態で置いてあるのか、お尋ねします。

○ 議長（小松則明君） 産業振興課長。

○ 参事兼産業振興課長（岡本克美君） 現在は、金沢の保管場所に置いてございます。

○ 議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○ 2 番（臼澤良一君） 了解しました。

これからも収集運搬で処分場まで持っていくわけですけども、課長御承知のとおり

P C Bって結構猛毒ですので、収集運搬とかそれについては、適宜、これから運搬業者、委託処理業者を決めるわけですが、その辺については十分注意して委託をして、安全に処理をしていただくよう要望します。

以上です。

○議長（小松則明君） 進行いたします。芳賀 潤君

○13番（芳賀 潤君） その上のところの委託料の遠隔監視。これ熊のわなのことだと思うんですが、わなを今回、熊がいっぱい出たということで2基を町としても購入したと。それがこの備品購入なのか、ちょっとそこら辺と、今後、今年、去年が1頭で今年度に入って10頭もう捕獲していると。今後その2基のままいくのか、もっともっと来年度に向けて増設をしていくのか、そうしたときに、この遠隔監視料というのが、これ一般財源から出ているのかあれなんですけれども、毎年この金額がかかっているものなのか。ただ機械を増設することによって、管理システムアプリみたいなのは一つなので、これ以上かかることはないとか、そういうちょっと内容説明をお願いします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

今回の備品購入費255万7,000円に関しましては、議員御指摘のとおり、わなでございますが、こちらに関しましては、既に当初予算で予算計上されていた電気木柵の予算を先食いたしまして、わなを2基、既に購入して設置してございます。先食いた分を今回その補填する、補填するとか処分したということでございます。

それから、遠隔監視わな管理業務委託料に関しましては、こちらのうちの新規ハンター人材育成業務委託料だけが、こちらが歳入の9ページの鳥獣被害防止総合支援事業補助金101万9,000円でございます、100%補助でございます。残りの、今回の鳥獣被害の防止に関しましては特別交付税で8割ほど措置されますので、全く単独費で行うかということではございません。

それから、わなの増設でございますが、現在2基でございます。こちらに関しましては、遠隔で携帯電話やスマートフォンで入ったり、あとはうろうろしているなというのを今観察はしてございます。ところが、増設はしたいなと検討してございますが、どうしても今対応しているのが、2名で対応してございますので、対応する職員を、この新規ハンター人材育成事業業務委託料等も踏まえまして、まず経験を積んでいただいたりとかして、対応でき得る人員を増設しながら、わなの増設については図ってまいりたい

と検討してございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君

○13番（芳賀 潤君） わな1件当たり幾らぐらいかかるもんですか。私もわなを見ました。3メートルぐらいあって、太陽光パネルで遠隔がなるようにあってカメラがついていて結構な、何ていうのかな、ボリュームというか、こんな感じのわななんだなということは感じましたけれども、よく聞かれるんですよ。わな、あれ何ぼしたんだべみたいな話になるので、ちょっと参考までに教えていただければ。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） こちらにつきましては、1台当たり127万8,200円でございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君

○13番（芳賀 潤君） 私も産業振興課の担当といろいろ話ししながら、捕獲できたところから撤去して、また情報があればそっちのほうにつけて。そこに必ず入るということでもないんですけども、春先、7月頃にかけて結構捕獲したその後でも、やはり、昨日もですか、広報でこの辺に出たよという話があるので、いろんなところにあって常時アプリを見ているわけでもないの、職員がわなの数イコールではないと思いますので、ただいろんなところに点在していて住民不安は拭えない以上は、やはり町に2基というのはちょっと少ないかなとも思うので。一々それを、あれだけのボリュームのものを撤去してあっちに移したりというほうが何か労務がかかるような気がしますのでね。適時増やしていきながら、いろんな地域にあって熊が捕殺できればいいのかなと思いますので、参考までに申し上げました。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 同じところで質問いたしますが、捕獲、熊が出て人里に下りてきて危険で捕獲するのも分かりますけれども、その捕獲した後の処理について何かかわいそうな話を聞きました、やっぱり熊だって人間と同じ、痛みも同じです。それがナイフで。一気に本当はあの世に行ってもらえればいいんですが、やっぱりハンターの方には、そういった動物の、やっぱり熊だって熊だけが悪いわけじゃないんで、そういう殺傷の仕方をきちんと説明してやってほしいなと思います。どうでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 澤山議員のおっしゃるとおりでございます。

実は、これにはわけがございまして、6月定例会でも少しお話をいたしましたけれども、実は近隣に住宅地がある場合、仮にわなにかかったとしても銃で殺傷できないというような、ちょっと法律上のこともございますので、私どもとしてもそこは非常にジレンマを感じているところでございます。ただ、住民の皆様の安心安全を確保するように、先ほど芳賀議員からおっしゃったとおり万全の体制を取りながら、今後も鳥獣被害の防止に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 今のところはいいいんですけれども。

負担金補助金及び交付金のところで質問いたしますが、今世界情勢も変わりまして農家の方々がちょっと苦しんでいる部分があります。それは生産資材とか配合肥料の価格の高騰で、やっぱり野菜とか米とか作っていくのにも大変な思いをしている方々がおりますが、もうやめたらいいかなとかそういった話も聞きます。それについての支援策とかは考えていらっしゃいますか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

実は9月定例会に、本来であれば一次産業部分の、この物価高騰の原油価格や物価高騰に関わる支援策を計上する予定でございました。実は、農協と漁協とも原案を示して調整済みでございました。ただ、実は県と国のほうで対応するという情報もございましたので、そちらの情報を見据えつつ県や国が対応できない部分や、もしくは上積みをするような支援策にしたいなと考えてございましたので、申し訳ございませんが今回は見送りとなりました。が、これにつきましては、前回の全協や常任委員会でも御説明しているとおり、ある程度方針が固まりましたら臨時議会でも対応してまいりたいと考えてございますので、何とぞよろしくお願いたしたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） ありがとうございます。

やっぱりこの肥料とかどんどんどん高く高騰してしまっていてできなくなった方たちにも、やっぱりこの肥料を使わないでできるものとかも、岡本課長はアイデアがすごく豊富な方なので、そういった支援策みたいなものも考えてみたらどうでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） ありがとうございます。

おっしゃるとおりでございますね。いかに、今回の原油価格であったり物価高騰に対応するかという点を踏まえまして、生産者の方々と今後ともお話しを続けながら、いかにコストダウンをさせた作物の生産を検討して、それから販路も含めまして、どうやって生産して、そして販路獲得していくかというような部分も生産者の皆様と引き続き協議してまいりたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

2項林業費。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） この工事請負費、森林作業道維持修繕工事とこう載っていますがけれども、具体的にはどこを指しているのか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

今回のこちらの工事請負費、森林作業道維持修繕工事でございますが、こちらは森林環境譲与税を活用いたしまして、森林の作業道を整備するものでございます。こちらに関しましては、沢山地区の2路線を整備するものでございます。あくまでもこれは、人工林の、私有林の切り出しのために、5名による、最低でも5名の団地化が見込まれる、そして搬出が来年度ですね。切り出し等を行う部分の地権者というか、山林の方々と調整した上で森林路を整備するものでございます。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） そこですよ。関連するんだけど、この林道、作業道にもなると思います。今、新山で例えば木を切って出していると。そのほかに牛の移送等があると。そのときに新山の2号線、1番2号線だね。2号線を通ってみれば、道路が昔の地盤から見れば大きいところで1メートルくらい変わっていると。車で走って、自分が座っている車の中さ座っている高さに側溝があると。これは、ずっとこのままの状態は何年も放置されていますけれども、これからの、誰か言っている話じゃないですけども、こうやって線状降水帯が騒がれている中であの道路をそのままにしておくと、集中的な雨が降った場合、かなりの修繕費用がかかっていくと。私はあそこの2号線さ牛とかを静かに乗っけていく場合でも、あそこの木を出すのにしても、ああいう林道はもう少し手を入れて直してやったら、牛を放している人達もすごく安心して牛も運べるし、そういうのがあると思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○地域整備課長(太田信博君) ありがとうございます。

新山2号線の御指摘のあったところ、ちょっと私もまだ現地をちゃんと確認できてない状況でした。早急にちょっと確認しながら対応方策等を検討してまいりたいと考えております。

○議長(小松則明君) 金崎悟朗君。

○11番(金崎悟朗君) ちょっと今課長になったばかりで確認してないというのは、そのことはいいけれども、あなただけじゃないから。役所の人たちは、その前は誰か課長やっていたんだから。やっぱり分からなかったというので答弁させて、それでこの場を終わらせるというのはどうかと思いますけれども、上司の方はどう思いですか。

○議長(小松則明君) 町長。

○町長(平野公三君) 大変申し訳ございません。しっかりと町道管理というのをしなきゃなりませんし、確認をするということで、私自身も全部分かってはございませんけれども、金崎議員御指摘の部分については、しっかりと確認するとともに、ほかにこういう部分がないのか検査をしながら進めてまいりたいと思います。

○議長(小松則明君) いや、4回目です。4回目の3回終わりましたので、はい。

3項水産業費。金崎悟朗……失礼いたしました。阿部俊作さんでございます。

○8番(阿部俊作君) よろしくお願ひします。負担金補助金のウニ蓄養実証補助金についてお尋ねいたします。

各地で事業化がもう進んでいるところもあるんですけども、当町では事業化の見通しなどはどうなっているかと、あとキャベツなどの廃棄物処理で終わるのか。この辺、2点お尋ねいたします。

○議長(小松則明君) 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長(岡本克美君) お答えいたします。

ウニの蓄養実証事業補助金でございますが、こちらに関しましては、今年度は、吉里吉里地区、吉里吉里湾側のほうで漁師の方々を特別採捕に御協力していただきまして、ウニを間引いてきて、それを吉里吉里湾の漁港で放して、そちらでワカメや昆布などの海藻類を食べさせて育成状況を見るということでございます。冬のあたりに、一応割ってみて中身の状況等を確認する予定でございます。ですので、実は今年で3か年ウニの蓄養実証事業はやってございますが、その中では、その農家の方々から頂いたくず野菜、くず野菜とすみません、野菜片等を与えてはみましたが、やはりこの色つきがどうして

も薄くなってしまふという現象が発生してしまいます。やっぱり海藻を与えたほうが、どうしても色つきが、どうしてもいいということになったというか、これは3か年実験してやった成果なんです。ということからも踏まえまして、今年は、スキームとしては漁師の方を活用して、活用というか、御協力していただいて海藻を与えるような実証事業に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

7款商工費1項商工費。芳賀 潤君

○13番（芳賀 潤君） 原油と物価高騰の補助金の4,000万円で伺います。

全協のときに、説明だと岩手県の補助金20万円を限度としたものが認められたものに対して町の単独で出しますよという話でした。で、そこをちょっと調べました。そして、当然のごとく商工関係が多いので商工会さんが説明会みたいなのをするものだと考えて検索していったら、商工会が窓口にならないで一般の企業さんが直接県だということになると、なかなかこれハードル厳しいんじゃないかなと思って見ていたんですよ。全協の後に、何名か商工の人たちに物価高騰でこういう補助金が議会終われば出るよという話をしたんですけれども、実際その申請する手間とかノウハウみたいなものを説明する機会を設けるのかどうかについてお伺いします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） ありがとうございます。

芳賀議員のおっしゃるとおりだと思います。県の事業なんです。実は開始してからも、こういうことを言っていていいかどうかですけれども県のPRが少し足りないかなと感じてございます。それで、今回、補正予算が議決された後に、もちろん広報で県の補助金のスキームに従って、町でも上乘せ補助いたしますという広報活動を行うのと説明会を開催したいなと考えてございます。

今回の事業に関しましては、実は最初に商工会や商工業者の関係の方々とお話をしたときに、確かにその手間がかかると言われたのがですね。いや、町でも、もし支援するんだったら同じようなスキームでやってくれないかと。要は、別な書類を出せとか、あんなこんな別な書類、こっちもあっちも別な書類を出せじゃなくて同じような書類を使ってやればいよいよねという話だったので、そういった御相談を受けて、県のスキームに交付決定を受けた方に審査もスピーディーに進みますので、そういったスキームにいたしました。

ただ、実は昨日も商工会と少し協議したときに、どうしてもまだこの申請の状況がまだ見えないので、どのくらいの方が申請しているとか、どういった形で対象になるのかというのがまだ見えないような状況ですので、状況によっては町独自のボリューム感を下げた形での支援策というの、今後、状況によっては検討しなければならないかなと考えてございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） まさしくそのとおりなんです。結局、県のハードルが高いので、そこで事務手続きが面倒くさいので諦めてしまえば、幾ら町が4,000万円積んだとしても使えないという話になる。なので、今課長の答弁にあるように、例えば、県の申請書、ハードルとか、前年比比較してとか、3か月の比較してとか、売上げが下がった、物価高騰後の書類を出しなさいとかいろいろなものがありますよね。それで県が認可したんだから、県の認可の20万円というのは売上げ減に合わせて10万円下がったから20万円じゃないわけですよね。100万円下がって5万円だか200万円下がって、マックスが20万円だというその表もあるじゃないですか。だから、それが県から、例えば10万円の補助の決定があったら、そのコピーを出したら、町は県の10万円に対して町が30万円出すとかということで認めてあげたら煩わしくないのかなというふうにして、あのホームページを見たり、いろんな方と話をしたところなんです。ただ、その入り口の部分でみんながたじろんでる。これ税理士さんが会計見てくれるところは、例えば、新旧対照表とか貸借対照表でも見ながら、前年比でこのくらい下がっているから何とか商店さんこれ出せますよねとかというのは分かりやすいんですけども、個人さんでこれをやれというのは、なかなかこれも大変だと思うので、今答弁にあったとおり説明会をしたり、じゃあ去年の決算書を持ってきてくださいねとかであれば、前年度、ああ、皆さん、ここ適用になりますねとかというのが、本来はこれ本当は商工会がやってほしいんですけども、何で県が、商工会が窓口にはなりません、直接ですとやったのかちょっと意味が分からないところもあるんですが、そこら辺、もう一度お願いします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

芳賀議員がおっしゃるとおり、審査をなるべく簡素化してスピーディーに支援策が必要な事業者の方に支援金を交付したいなということでございましたので、議員がおっしゃったとおり、県の交付決定があればそれを根拠に交付したいなと考えてございます。

ですが、先ほど申しましたとおり、ですがというのは、ちょっと先ほどの、補足ですが、どの程度、要はこの事業に対象になるかというのはまだはっきり分かってないところがあるので、先ほど御説明したとおり、もし、最終的な状況によっては対象に救えない方々が結構いるのであれば、また、その4,000万円の内訳の中では支援策等を検討していかなければならないかなというのが先ほどの、すみません、ちょっと言葉足らずで申し訳ございませんでしたが、まず県のスキームに従って迅速に対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君

○13番（芳賀 潤君） そうなんです。3つ目がそこなんです。結局、県が認めた場合に町が出すという立てつけの説明だったので、県が認めなかったとか、締切りが11月なので9月の高騰分までがたしか県のスキームだったと思います。それに遅れた方とか、そういう人も必ず出るんですよ。なので、そこは町の単独、県の上乗せという立てつけなんだけれども、やはり幅広く救うためには、県に認められなかったけれども証拠をきちっと出してもらって、町が認めて町が予算化しているものの中から充当してもいいのかなあという、そのようなことを思いますがいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 先ほどの御説明のとおり、実は昨日も商工会ともけんけんがくがく打合せしてございまして、まだちょっと状況がつかめないんだよねということでしたので、まずは一旦説明会や広報で周知活動を行いたいと思います。その上で、どの程度の町内の事業者の方が対象になって、どの程度の県の交付決定が受けられるのかという部分をまずは把握したいなと考えてございます。その上で、残金等も踏まえまして、追加の支援策等を検討していければいいのかなと考えてございますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

8款土木費1項土木管理費。進行いたします。

2項道路橋梁費。進行いたします。

4項都市計画費。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 工事請負費、大ケ口と桜木公園遊具設置工事のところでは伺いますが、これ以前一般質問で確認しましたがけれども、今回設置する遊具は日本ユニセフ協会から寄贈されたものだと認識しておりますけれども、これ仮設住宅の広場から撤去して

もう数年たつんですけれども、この遊具の劣化具合などという確認は取られているんでしょうか。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○地域整備課長（太田信博君） お答えいたします。

職員の中に、昨年度、遊具等の検査をする資格というかそういったものを研修を受けた者がいまして、その者と検査して大丈夫と確認しているところでございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） そこで2点伺いますけれども、今課長おっしゃっていたこの点検なども含む維持管理にかかる年間予算は概算でどれぐらい見ているのか。

それと、もう一点が更新はこれ何年先を見越していらっしゃるのか伺います。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○地域整備課長（太田信博君） お答えいたします。

まず、修繕費です。修繕費は、当初予算で今年度300万円ほど計上しているところで。今後の方針のところなんですけれども、こちら大槌町公園施設長寿命化計画というものを策定しておりまして、令和3年から12年の10か年計画で計画しております。その対象となる施設なんで都市公園の12か所で施設は760施設、ベンチとか、あと柵とかそういったものを含めた760施設を対象に計画を立てているところです。その中に、年度でどのように修繕していくかといったもので計画を立てているところで、内容によっては緊急性があるものについては前倒してやる場合もあります。そこは毎年点検をした中で、再度精査して進めていくといった形で考えております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） そうなると、今回設置する遊具が何年ぐらいもつかというのは今のところまだ分かっていないというか、もう見通しが立っていないという認識でよろしいと思うんですけれども、それで今後、子供の遊び場に関する議論というのは非常に活発になると思うんですけれども、参考にするべくところもあると思うので今回の遊具設置が。なので、やはりデータ化して、もし今後子供の遊び場が整備されて遊具なども設置されるのであれば、もしですよ、例えばの話で。しっかりそういったデータを生かして、どれぐらい年間の維持管理費がかかって、どれぐらいの頻度でその遊具の更新というのがあるかというのを、しっかりそれに向けて取り組んでいただきたいと思うんですが、何か御意見あれば。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○地域整備課長（太田信博君） 御指摘のとおり、その都度、再度見直しを行いながら安全に使える遊具であるといったものを確認しながら整備していきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

9 款消防費 1 項消防費。阿部俊作君。

○8 番（阿部俊作君） ちょっとお尋ねいたします。

工事請負費ということで、蓄光塗料塗装工事。これはどのような場所に、どのようなものに塗装をして、利用はどのようになるか教えていただけますか。

○議長（小松則明君） 防災課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） 本年1月のトンガ沖火山噴火による津波時に、末広町方面から城山公園体育館に避難された方が、足元が真っ暗で転倒しけがをして、そのため照明をつけてほしいというお話をいただきました。しかし、照明は建設費のほかに維持管理費等々もかかることから階段に蓄光塗料を塗ることとしました。この蓄光塗料は、日中の光を蓄えて12時間程度、暗くなってからも光を放つものです。山田町においても避難路の実績がありますので、それで今回計上したものであります。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8 番（阿部俊作君） 電気とかそういうのは大規模災害等になれば当てにならないので、大変いいと思いますので、さらに避難道路に適用するように、広めるようにお願いしたいと思いますが予定もありますよね。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

10 款教育費 1 項教育総務費。進行いたします。

3 項中学校費。進行いたします。

4 項義務教育学校費。進行いたします。

22 ページ、5 項社会教育費。臼澤良一君。

○2 番（臼澤良一君） すみません。文化費委託料の中です。郷土財活用湧水エリア環境整備業務委託料39万4,000円のこの湧水エリア、震災後には整備されて、要は観察会なんかを開始されたり、町内外の人たちがあそこに来て、本当に貴重な植物を眺めて、名実ともに大槌のもう財産になっているんじゃないかとそのように感じています。この業務委託の内容をちょっとお示しいただければありがたいです。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 白澤議員の質問にお答えします。

今回の環境整備業務委託料となりますけれども、こちらにつきましては、郷土財活用湧水エリア内の除草、草刈り作業等を実施する予定でございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） すみません。しっかりと環境整備をしてお願いしたいと思います。なぜなら、やっぱり、近日中に三陸鉄道などを利用して、この観察会も予定されている、そういうことを伺っておりますので、やっぱり整備後にはその貴重な大槌の動植物の見学に大勢の方が訪れるわけですので、きっちりと貴重な財産、名実ともに郷土財となるような保全活動をしてお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

6項保健体育費。進行いたします。

11款災害復旧費2項土木施設災害復旧費。進行いたします。

12款公債費1項公債費。進行いたします。

15款復興費12項復興支援費。終わります。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。何かありましたか。

（「なし」の声あり）はい。

これより、議案第45号令和4年度大槌町一般会計補正予算第3号を定めることについてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第15 議案第46号 令和4年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第15、議案第46号令和4年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課主幹。

○町民課主幹兼戸籍・住基班長(八幡まゆみ君) それでは、議案第46号令和4年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を定めることについてを御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入。

1款国民健康保険税1項国民健康保険税、補正額43万9,000円の減は、未就学児均等割の特例による減額であります。

5款県支出金2項県補助金、補正額3,541万5,000円の増は、保険給付費、今年度実績見込みによる増額であります。

8款繰入金1項他会計繰入金、補正額43万9,000円の増は、国民健康保険基盤安定負担金の未就学児均等割保険税負担金の増額であります。

9款繰越金1項繰越金、補正額21万5,000円の増は、今回の補正財源とする前年度繰越金であります。

2ページをお開き願います。

歳出。

1款総務費1項総務管理費、補正額16万5,000円の増は、国保情報データベースシステム改修に伴う増額であります。

2款保険給付費2項高額療養費、補正額3,541万5,000円の増は、今年度実績見込みに伴う増額であります。

9款諸支出金1項償還金及び還付加算金、補正額5万円の増は、前年度補助金等の精算に伴う返還金の計上による増額であります。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,563万円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億3,313万5,000円とする補正であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。

5ページをお開きください。

歳入。一括します。(「進行」の声あり)進行いたします。

6ページ、歳出。一括します。(「進行」の声あり)進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第46号令和4年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認めます。確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第16 議案第47号 令和4年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）
を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第16、議案第47号令和4年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） 議案第47号令和4年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを御説明いたします。

決算書の1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入。

1 款保険料 1 項介護保険料、補正額55万7,000円の減は、地域支援事業費の減によるものであります。

3 款国庫支出金 2 項国庫補助金、補正額93万8,000円の減は、地域支援事業費の減によるものであります。

4 款 1 項支払い基金交付金、補正額 3 万円の増は、一般介護及び事業費の増によるものであります。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金、補正額155万4,000円の増は、介護予防支援事業費の増によるものであります。

8 款 1 項繰越金、補正額6,719万円の増は、前年度介護保険事業の精算による繰越金の増であります。

2 ページをお開きください。失礼いたしました。

5 款県支出金 3 項県補助金46万9,000円の減は、事業費の実績に伴う減でございます。

2 ページをお開きください。

歳出。

4 款地域支援事業費 2 項一般介護予防事業費、補正額11万3,000円の増は、人件費の増によるものであります。3 項包括的支援事業任意事業費、補正額251万6,000円の減は、人件費の減によるものであります。

5 款 1 項介護予防支援事業費、補正額202万3,000円の増は、人件費の増によるものであります。

6 款 1 項基金積立金、補正額1,857万5,000円の増は、令和 3 年度の精算に伴う剰余分を介護保険給付費準備基金に積み立てるものであります。

8 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金、補正額2,555万6,000円の増は、令和 3 年度の精算に伴う国庫及び県への返還金であります。3 項繰出金、補正額2,305万9,000円の増は、令和 3 年度の精算に伴う一般会計の繰出金であります。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,681万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,541万8,000円とするものであります。

以上、御審議のほどよろしく願います。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5 ページをお開きください。

歳入。

1 款保険料 1 項介護保険料。進行いたします。

3 款国庫支出金 2 項国庫補助金。進行いたします。

4 款支払い基金交付金 1 項支払い基金交付金。進行いたします。

5 款県支出金 3 項県補助金。6 ページ上段まで。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金。進行いたします。

8 款繰越金 1 項繰越金。進行いたします。

歳出に入ります。

4 款地域支援事業費 2 項一般介護予防事業費。進行いたします。

3 項包括的支援事業任意事業費。進行いたします。

5 款介護予防支援事業費 1 項介護予防支援事業費。進行いたします。

6 款基金積立金 1 項基金積立金。進行いたします。

8 ページに入ります。

8 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金。進行いたします。

3 項繰出金。終わります。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第47号令和4年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第17 議案第48号 令和4年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第17、議案第48号令和4年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課主幹。

○町民課主幹兼戸籍・住基班長（八幡まゆみ君） それでは、議案第48号令和4年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについて御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入。

6 款繰越金 1 項繰越金、補正額49万2,000円の増は、前年度繰越金を計上するものであります。

2 ページをお開き願います。

歳出。

2 款後期高齢医療広域連合納付金 1 項後期高齢者医療広域連合納付金、補正額38万3,000円の増は、後期高齢者医療広域連合納付金の前年度繰越金を計上するものであります。

3 款諸支出金 2 項繰出金、補正額10万9,000円の増は、前年度事務費繰入金の精算に

伴う一般会計繰出金を計上するものであります。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,115万9,000円とする補正であります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

6ページをお開きください。

歳入。6款繰越金1項繰越金。すみませんでした、5ページでございました。

では、6ページをお開きください。

歳出、一括します。御苦労さまでございます。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第48号令和4年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れはなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第18 認定第1号 令和3年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定第2号 令和3年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 認定第3号 令和3年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21 認定第4号 令和3年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第22 認定第5号 令和3年度大槌町水道事業会計決算の認定について

日程第23 認定第6号 令和3年度大槌町下水道事業会計決算の認定について

○議長（小松則明君） 日程第18、認定第1号令和3年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第23、認定第6号令和3年度大槌町下水道事業会計決算の認定

についてまで、決算 6 件について一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決算 6 件の審査につきましては、大槌町議会委員会条例第 5 条の規定により議員全員による決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、決算 6 件の審査は議員全員による決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。決算特別委員会の審査が終了するまで、本会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、審査終了まで本会議を休会することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員長を互選するまで、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により年長委員の臼澤良一君に臨時委員長の職務をお願いいたします。

本会議を休会いたします。

散 会 午後 2 時 0 7 分